

**「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価
方法書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見**

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 本事業は廃棄物処理施設関連事業であることから、地域住民に対し事業について周知を図るとともに、説明会等において丁寧な説明に努めること。
- (2) 準備書の作成に当たっては、事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を回避又は低減すること。
また、事業計画について未確定の事項は、想定される案を記載する等、分かりやすい記載に努めること。
- (3) ボーリング調査の結果等により施設の配置が変更となった場合は、悪臭、景観等の環境影響の範囲や程度が変わる可能性があるため、調査、予測及び評価の地点を再度検討するとともに、適切に地点を選定すること。

[水環境]

〈地下水〉

- (1) 地下水の他、雨水の活用及び使用水の再利用を検討しているが、地下水の水量の調査、予測及び評価に当たっては、地下水を最大に使用する場合を想定すること。
また、準備書においては想定した地下水の使用量の根拠を示すとともに、地下水かん養を行う場合は、その具体的方法を示すこと。
- (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準に示されている項目（28項目）以外の項目についても、必要に応じ調査を行うこと。

[土壌に係る環境その他の環境]

〈土壌〉

- (1) 土壌の調査項目として、重金属類を追加する必要があるか検討すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 対象事業実施区域周辺の河川には魚類及び底生動物以外にもカワネズミ等河川環境に依存して生息・生育している動植物が存在している可能性がある。そのため、これらの動植物について、河川及びその周辺における調査、予測及び評価を検討すること。

- (2) ライトトラップ法による調査の方法としてボックス法が示されているが、調査の対象とすべき範囲を踏まえたうえでカーテン法の実施についても検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

- (1) 近年、「歩く」活動によって元禄・嘉永井手、日向往還等の既存資料にない景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が生じている。
当該活動のコース等を確認したうえで、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査、予測及び評価の地点を追加する必要があるか検討すること。